

霧島市条例第19号
令和8年3月27日

霧島市こども基金条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市こども基金条例

(設置)

第1条 子ども施策を推進することにより、妊娠を望む段階を含む妊娠期から産後、乳幼児期、学齢期、若者期に至るまで切れ目なく支援するとともに、次世代を担う社会の宝である子どもたちが、希望ある未来に向けて自分らしく健やかに成長し、幸せを感じることができるまちづくりに資するため、霧島市こども基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金として積み立てる額は、前条に規定する目的のための寄附金のほか一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる益金は、予算に計上して、第1条に規定する目的を達成するために市長が必要と認める事業に要する経費に充てるほか、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、第1条に規定する設置目的のため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。